

井原市告示第7号

井原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年井原市条例第37号）及び井原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年井原市条例第38号）の規定に基づき、井原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び井原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に規定する市長が定める者及び研修を次のように定めるものとする。

平成25年2月6日

井原市長 瀧本豊文

井原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び井原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に規定する市長が定める者及び研修

- 1 井原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年井原市条例第37号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第2項及び第47条第2項の市長が定める者 医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員（介護保険法（平成9年法律123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。）
- 2 指定地域密着型サービス基準条例第62条第2項、第83条第3項、第111条第2項及び第192条第2項の市長が定める研修 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年厚生労働省告示第113号。以下「第113号告示」という。）第2号に規定する研修
- 3 指定地域密着型サービス基準条例第82条第11項及び第191条第9項の市長が定める研修 第113号告示第3号に規定する研修
- 4 指定地域密着型サービス基準条例第84条、第112条及び第193条の市長が定める研修 第113号告示第4号に規定する研修
- 5 指定地域密着型サービス基準条例第110条第6項の市長が定める研修 第113号告示第5号に規定する研修
- 6 井原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年井原市条例第38号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第2項、第45条第3項及び第72条第2項の市長が定める研修 第113号告示第6号に規定する研修
- 7 指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第11項の市長が定める研修 第113号告示第7号に規定する研修
- 8 指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条及び第73条の市長が定める研修 第113号告示第8号に規定する研修
- 9 指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第6項の市長が定める研修 第113号告示第9号に規定する研修

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

井原市告示第8号

井原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年井原市条例第37号）第68条第4項、第90条第4項（同条例第202条において準用する場合を含む。）、第156条第4項及び第181条第4項並びに井原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年井原市条例第38号）第22条第4項及び第52条第4項の規定に基づき、居住及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針を次のように定めるものとする。

平成25年2月6日

井原市長 瀧本豊文

居住及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針

1 適正な手続の確保

指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定複合型サービス事業者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定複合型サービス事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所等」という。）における居住及び宿泊（以下「居住等」という。）並びに食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

- (1) 当該契約の締結に当たっては、利用者等（指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者並びに指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び入居者をいう。以下同じ。）又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。
- (2) 当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ること（指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定複合型サービス、指定介護予防認知症対応型通所介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）。
- (3) 居住等及び食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の4、第131条の5、第131条の8、第131条の8の2、第131条の17、第131条の18、第140条の24又は第140条の25の規定に基づき、市長に提出する運営規程をいう。）への記載を行うとともに事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと。

2 居住等及び食事の提供に係る利用料

(1) 居住等に係る利用料

ア 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

- (ア) ユニットの属する居室及びユニットに属さない居室のうち定員が1人のもの（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の7地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注15及び注16に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が入所するものを除く。） 室料及

び光熱水費に相当する額

(イ) ユニットに属さない居室のうち定員が2人以上のもの及び従来型個室特例対象者が入所するもの 光熱水費に相当する額

イ 居住等に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。

(ア) 利用者等が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。）

(イ) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用

(2) 食事の提供に係る利用料

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

3 その他

利用者等が選定する特別な居室の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、前号に掲げる居住等及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領すること。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

井原市告示第9号

井原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年井原市条例第37号）第156条第3項第3号及び第4号並びに第181条第3項第3号及び第4号の規定に基づき、市長の定める入所者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等を次のように定めるものとする。

平成25年2月6日

井原市長 瀧本豊文

市長の定める入所者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等

1 入所者等が選定する特別な居室の提供に係る基準

(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）による入所者及び入居者（以下「入所者等」という。）が選定する特別な居室の提供に係る基準

ア 特別な居室の定員が、1人又は2人であること。

イ 当該施設の特別な居室の定員の合計数を介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の8の規定に基づき市長に提出した運営規程（カにおいて「運営規程」という。）に定められている入所者等の定員で除して得た数が、おおむね100分の50を超えないこと。

ウ 特別な居室の入所者等1人当たりの床面積が、10.65平方メートル以上であること。

エ 特別な居室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者等から受けるのにふさわしいものであること。

オ 特別な居室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。

カ 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

(2) その他

ア 前号に掲げる特別な居室の提供に当たっては、居住及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成25年井原市告示第 号。以下「指針」という。）第2項第1号に規定する居住及び宿泊に係る利用料の追加的費用であることを入所者等又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

イ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の7地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注15及び注16に定める者が入所するものについては、特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者から受けることはできないものとする。

2 入所者等が選定する特別な食事の提供に係る基準

(1) 特別な食事の内容等について

ア 入所者等が選定する特別な食事（以下「特別な食事」という。）が、通常の食事の提供に要する費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、指針第2項第2号に規定する食事の提供に係る利用料の額を超えて必要な費用につき支払を受けるのにふさわしいものであること。

イ 施設において、次に掲げる配慮がなされていること。

(ア) 医師との連携の下に管理栄養士又は栄養士による入所者等ごとの医学的及

び栄養学的な管理が行われていること。

- (イ) 食堂、食器等の食事の提供を行う環境についての衛生管理がなされていること。
- (ウ) 特別な食事を提供することによって特別な食事以外の食事の質を損なわないこと。

(2) 特別な食事に係る利用料の額について

特別な食事に係る利用料の額については、特別な食事を提供することに要した費用から指針第2項第2号に規定する食事の提供に係る利用料の額を控除した額とする。

(3) その他

ア 特別な食事の提供は、あらかじめ入所者等又はその家族に対し十分な情報提供を行い、入所者等の自由な選択と同意に基づき、特定の日あらかじめ特別な食事を選択できるようにすることとし、入所者等の意に反して特別な食事が提供されることのないようにしなければならないこと。

イ 入所者等又はその家族への情報提供に資するために、施設の見やすい場所に次に掲げる事項について掲示するものとする。

(ア) 施設において毎日又はあらかじめ定められた日に、あらかじめ希望した入所者等に対して、入所者等が選定する特別な食事の提供を行えること。

(イ) 特別な食事の内容及び料金

ウ 特別な食事を提供する場合は、当該入所者等の身体状況に鑑み支障がないことについて、医師の確認を得る必要があること。

エ 特別な食事の提供に係る契約に当たっては、指針第2項第2号に規定する食事の提供に係る利用料の追加的費用であることを入所者等又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

井原市告示第10号

井原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年井原市条例第37号）第171条第2項第4号（同条例第189条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順を次のように定めものとする。

平成25年2月6日

井原市長 瀧本豊文

市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

- 1 指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の従業者が、入所者又は入居者（以下「入所者等」という。）について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに施設の管理者に報告する体制を整えること。
- 2 施設の管理者は、当該施設における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前号の規定による報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。
- 3 施設においては、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては入所者等との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び入所者等に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。
- 4 施設の医師及び看護職員は、当該施設内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。
- 5 施設の管理者及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者（以下「有症者等」という。）の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。
- 6 施設は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。
- 7 施設の管理者は、次に掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市及び保健所に迅速に報告するとともに、市又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。
 - (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間内に2人以上発生した場合
 - (2) 同一の有症者等が10人以上又は全入所者等の半数以上発生した場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合
- 8 前項の規定による報告を行った施設は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。